

一般社団法人測位航法学会 役員選出規程

- 第1条 この規程は一般社団法人測位航法学会（以下、本学会という）の役員
の選出の手続きを定めるものである。
- 第2条 選挙管理委員会は役員任期終了の2ヶ月前までに推薦候補者を定め、理
事会に報告しなければならない。
- 第2条 選挙の有権者は本会の正会員とする。
- 第3条 役員候補者は本会の正会員でなければならない。
- 第3条 投票方法は記名式の電磁的方法（電子メール）による。選挙管理委員
会はメール受付後に、事務局を通じて必ず受付返信を実施することと
する。
- 第4条 投票の記入は理事候補者に対しては15名以下の連記、監事候補者
に対しては2名以下の連記とする。
- 第5条 理事、監事に立候補しようとするものは、選挙告示後の受付期間内（2
週間）に事務局宛てに所定の様式に記入し立候補届を提出しな
なければならない。
- 第6条 理事、監事各候補者の推薦をしようとするものは、選挙告示後の受付
期間内(2週間)に事務局宛に所定の様式に記入し推薦届けを提出しな
なければならない。選挙管理委員会は事務局を通じて被推薦人の意志を
確認のうえ、候補者として登録することとする。
- 第8条 選挙管理委員会は立候補提出資料に基づき、候補者リストを作成する。
尚、候補者リストは立候補届け出順とする。
- 第9条 選挙管理委員会は立候補締め切り後、候補者リストをメールによって、
本会正会員に送付する。
- 第10条 投票期間は2週間とし、各会員は理事・監事候補者を所定の様式の用
紙(ファイル)に記入し、事務局宛てにメールで送付するものとする。
投票締め切り後に、選挙管理委員会は送付されたメールを開き、添付さ
れた理事・監事候補者が記入された用紙を確認検証する。
- 第11条 選挙管理委員会は、選挙結果に基づき理事に関しては上位15名程度
の推薦候補者を、監事に関しては2名以上の推薦候補者を決定し、
理事会にその結果を報告する。